

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止を掲げ、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、国の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、法務局が担う登記制度は、安全な不動産取引を通じて国民の重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与するものであり、高い中立性・公正性が求められる。

また、登記事務の執行にあたっては、民法、会社法、民事訴訟法等の高度な法的専門知識・能力に基づく判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないように配慮すべきであり、登記事務に従事する専門職員の教育や研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、国においては、法務局が担う登記の事務・権限等の地方への移譲に際しては、地方自治体の意向を十分に尊重するなど慎重に対応するよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月12日

徳島県議会議長 榎 本 孝